

大阪弁護士会シンポジウム

全ての非行少年に 国選付添人を！

少年が、未熟であり、捜査機関の誘導に応じやすいこと、少年審判においては、成人の刑事事件と異なり、伝聞法則がないこと等からすれば、少年事件においては、一般的にえん罪が生ずる可能性が高いと考えられます。また、少年の帰住先の確保が困難な場合等には、軽微な事件であっても、少年院送致等の重い処分を受けることがあります。

弁護士付添人は、法的専門家としてえん罪を防止し、適正な手続を担保すると共に、帰住先や就労先の確保等の環境調整、被害回復を試みる等、少年の立ち直りを支援します。しかし、現行の国選付添人制度は、対象が重大犯罪に限定されています。その結果、捜査段階で弁護士が国選弁護人として選任されるが、家庭裁判所に送致されると、国選の弁護士が不在となる状態が大多数の事件で続いており、制度自体が不十分なものであることは明らかです。

本シンposiumにおいては、長年にわたり付添人活動を行つてきいた弁護士からの報告、少年の社会復帰・セカンドチャンスを応援しておられる野田詠氏さんの講演、もがれた翼特別講演「扉をひらいて」の上映を通じ、弁護士付添人の役割を確認し、対象の拡大を目指して取り組みを広げていったいと思います。



2012

7.12(木) 18:30-20:30

[開場18:00]

■ 大阪弁護士会館 2階ホール

■ 参加費無料

■ 主催: 大阪弁護士会

■ 共催: 日本弁護士連合会

■ お問い合わせ先

大阪弁護士会 委員会部人権課

子どもの権利委員会担当事務局

TEL.06-6364-1227

※当日参加も可能ですが、できれば、裏面申込書にて事前申込みをお願いします。